

## 国際基督教大学に対する大学評価（認証評価）結果

### I 判定

2024 年度大学評価の結果、国際基督教大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2025年4月1日から2032年3月31日までとする。

### II 総評

国際基督教大学は、「基督教の精神に基づき、自由にして敬虔なる学風を樹立し、国際的社會人としての教養をもって、神と人にと奉仕する有為の人材を養成し、恒久平和の確立に資すること」を目的とし、そのもとに「国際性への使命（I）」「キリスト教への使命（C）」「学問への使命（U）」という3つの使命を掲げ、大学・学部の目的を「基督教の精神に基づき自由にして敬虔なる学風を樹立し、国際的教養と民主的社會人としての良識とを有する良心的人材を養成すること」、大学院の目的を「本学の目的使命に則り、学部における一般的、並びに専門的教養の基礎の上に、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究め、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている。また、これらの目的及び使命を達成するため、「2021～2025 年度中期計画」を策定し、5つの大項目ごとにそれぞれ具体的目標とその目標達成に向けた取り組みを示し、それらを具体化することで教育研究活動の充実に取り組んでいる。

内部質保証については、2022 年に「内部質保証の方針と手続きについて」を定め、日常的に各部局及び委員会より提案される改善案から全学的な中期計画まで、多岐にわたる事項を審議・決定する「幹部会」を全学的な内部質保証推進組織として位置付けている。また、全学的な質保証体制を含む、教育研究等の諸活動については、「国際基督教大学自己点検・評価規程」（以下「自己点検・評価規程」という。）に基づき、「自己点検・評価委員会」において、自己点検・評価を実施し、「幹部会」は、自己点検・評価結果を検証したうえで、各部局等に改善を指示し、教育研究等の諸活動の向上につなげていくこととしている。しかしながら、「幹部会」のもとで多くの組織や会議体がそれぞれ日常的に改善活動に取り組んでいるものの、その改善プロセスは不明瞭であり、全学的な自己点検・評価は、認証評価の申請時のみにとどまっていることから、定期的・自主的な点検・評価活動を行っているとはいえない。したが

って、点検・評価のあり方を見直し、定期的な自己点検・評価を実施することにより、改善・向上につなげるよう是正されたい。

教育については、学部・研究科ともに学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて適切に教育課程を編成している。学部では、日英両語によるバイリンガル教育を実施しており、1、2年次の「語学教育科目」を通じて、大学での学びの基礎となる言語運用能力、批判的思考、対話力という学問の技法を修得できるようにしている。また、学生が専門分野とする各メジャーの基礎科目を2年次に配当し、専攻科目を3年次以降に配当するなどして、学問体系を踏まえた編成と学生自身に合った専門を見極めるべく幅広く学ぶための時間を重視する「レイト・スペシャライゼーション」を実現するとともに、シングルメジャー、2つの専門を深めるダブルメジャー、2つのメジャーの比率を変えて履修するメジャー・マイナーの3通りの履修方法があり、分野を横断した多様な学びを提供している。また、こうした多様な学びを実現するべく、入学者選抜では、受験者のリベラルアーツの学びへの適正を測る独自の試験科目「総合教養（ATLAS）」を導入し、入学後は、「教員アドヴァイザー制度」により、アドヴァイザー教員が各学生の履修指導を行うことで、学生の興味関心に沿った学習を積極的に支援している。

さらに、国際性を重視する大学の進路支援の一環として、「デジタル学修歴証明書」の開発・発行にいち早く取り組んでいる。これにより、国内外問わず世界中の企業・機関に成績証明書等の電子証明書を即時に送付することが可能になり、留学や海外大学院への進学、グローバル企業への就職等に際し、証明書の発行・提出手の利便性が大幅に向上し、利用状況や利用者アンケートの結果からも、在学生・卒業生の多様なニーズに応える学生支援の取り組みとして高く評価できる。

一方で、上記の内部質保証に加えて、改善すべき課題もいくつか見受けられる。まず、大学院博士前期課程の一部専攻では、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を授与する学位ごとに定めていないため、学位ごとに各方針を設定することが求められる。また、学習成果を把握し、評価する取り組みとして、学部・研究科ともに各種アンケート調査を中心に実施しているものの、これらの調査と学位授与方針に示した学習成果との関係は不明瞭であることから、学習成果を多角的かつ適切に把握・評価する仕組みを構築するよう改善が求められる。

日本におけるリベラルアーツ教育を牽引する大学として、構成員同士の強い結束のもとでその時々の課題に対して真摯に向き合い対応してきたことは認められるものの、今後もこうした教育を継続的に発展させていくためには、内部質保証システムのもとで定期的な自己点検・評価を実施し、教育の改善・向上につなげていくことが望まれる。

### Ⅲ 概評及び提言

#### 1 理念・目的

##### <概評>

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

大学の目的及び使命として、「基督教の精神に基づき、自由にして敬虔なる学風を樹立し、国際的社会人としての教養をもって、神と人ともに奉仕する有為の人材を養成し、恒久平和の確立に資すること」を目的に定め、そのもとに「国際性への使命（I）」「キリスト教への使命（C）」「学問への使命（U）」という3つの使命を掲げている。

上記の目的及び使命に基づき、大学・学部の目的を「基督教の精神に基づき自由にして敬虔なる学風を樹立し、国際的教養と民主的社会人としての良識とを有する良心的人材を養成すること」と定めている。

また、大学院の目的としては、「本学の目的使命に則り、学部における一般的、並びに専門的教養の基礎の上に、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究め、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている。さらに、この目的を達成するために、課程・専攻ごとに教育研究上の目的を設定している。

以上のことから、大学として掲げる目的及び使命に基づき、大学・大学院の目的において、適切に人材養成の目的を明示しているといえる。

- ② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学・大学院の目的は、「国際基督教大学学則」（以下「学則」という。）及び「国際基督教大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）に定めている。

学則及び大学院学則は大学ホームページに掲載することで、社会に対する公表を行っている。また、大学として掲げる目的や使命についても、大学ホームページに掲載している。

学生に対しては、大学の公式行事として、4月及び9月に学部新生全員が参加する「新生リトリート」を実施し、教員との交流のなかでディスカッションや早朝礼拝などを通じて、大学の掲げる3つの使命についての理解を深めている。

教職員に対しては、着任時研修において「ICUの設立、意義、使命」に関するセッションを設定しており、大学の使命等の共有を図っている。

学則及び大学院学則は、日英両語で定められ、大学の使命についても大学ホームページに両言語で掲載しており、学外者にもわかりやすい説明となるよう、工

夫を講じている。

以上のことから、大学の理念・目的を適切に定め、社会に公表しているといえる。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

2021年度から2025年度までの5年間の「2021～2025年度中期計画」では、「教育に関する目標と計画」「研究・学術交流に関する目標と計画」「社会との連携」「事務組織の効率化と働き方改革」「財務内容の改善」の5つの大項目を定め、それぞれ具体的目標とその目標達成に向けた取り組みを示している。例えば、「教育に関する目標と計画」においては、人文科学、社会科学、自然科学の横断的な学びを促すカリキュラムの充実を図り、大学が推し進めてきたリベラルアーツ教育の更なる深化を目指している。

2017年度の大学評価（認証評価）結果における指摘については、既に対応し、改善報告書を提出済みであり、中期計画はこの状況を踏まえて策定している。

中期計画の実現に向け、教職員全体に対して学長から説明を行うほか、大学ホームページにも掲載することで計画を全学的に共有している。また、中期計画をもとに毎年の事業報告を作成し、進捗状況を定期的に把握していることから、中期計画を適切に定め、実行しているといえる。

## 2 内部質保証

### <概評>

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証のための全学的な方針及び手続については、2022年に、全学的な質保証を推進する組織として位置付ける「幹部会」が「内部質保証の方針と手続きについて」を定め、「内部質保証に関する基本的な考え方」を「内部質保証とは、大学の諸活動に批判的思考を持って向き合い、創造的な改善を試みる、献学時以来の日常的な取り組みである」としたうえで、「全学的な質保証を担う組織」「質保証の体制と分掌」「全学的な検証と改善」等の項目ごとに明文化している。

「幹部会」は、「国際基督教大学幹部会規程」に基づき、教学上の基本方針、教育課程の編成に関する全学的方針の策定と検証・評価、人事、研究、施設に関する事項まで、多岐にわたる事項を審議しており、日常的に各部局及び委員会（「デパートメント会議」「大学院専攻委員会」等）より提案される改善案から全学的な中期計画までを審議・決定することを定めている。また、全学的な質保証の体制を含む、教育研究等の諸活動については、「自己点検・評価規程」に基づき、自己点検・評価を実施することに加えて、この妥当性・客観性を担保する

ため、外部評価を実施し、「幹部会」は、自己点検・評価結果及び外部評価結果を検証したうえで、各部局等に改善を指示し、教育研究等の諸活動の向上につなげていくことを定めている。

さらに、監事が「教学監査ガイドライン」に基づき、毎年度、学校法人に対して教学監査を実施している。監査結果については、学長を通じて「幹部会」に報告することによって指摘事項に対応しており、対応結果は次年度の監査対象としている。

上記の方針及び手続については、教授会を通じて全教員に、職員会議を通じて全職員に、理事会において全理事に報告するとともに、学内ポータルサイトや大学ホームページにおいても公表している。

以上のことから、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示するとともに、学内で積極的に公表・共有を図っているといえる。ただし、2023年度に「自己点検・評価規程」を一部改正し、概ね7年周期の自己点検・評価を毎年実施することとしたものの、具体的な点検・評価の方法は定めておらず、現在に至るまでその枠組みに則っての自己点検・評価活動を実施していない。また、「内部質保証の方針と手続きについて」では、「幹部会」が「各部局等から日常的に挙げられる改善案から全学的な中期計画までを審議・決定する」ことを示しているが、内部質保証と自己点検・評価、「幹部会」と学部・研究科等との連携のあり方を具体的に示してはいない。これらのことから、内部質保証のための全学的な方針及び手続を十分に明示しているとはいえないため、改善が求められる。

## ② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

全学的な内部質保証を推進する役割を担う「幹部会」は、その設置を学則に定めており、学長（議長）、学務副学長、国際学術交流副学長、教養学部長、大学院部長、学生部長、図書館長、事務局長及び学長の指名する者で構成している。

「幹部会」は、全学レベル、部局レベルのPDCAサイクル双方において、教学を中心にしたあらゆる意思決定の中枢を担っており、毎週開催している。

全学の内部質保証に関わるその他の組織として、上述した監事に加え、「自己点検・評価委員会」「IRオフィス」「教授会評議会」等がある。

「自己点検・評価委員会」は、学務副学長（委員長）、教授会構成員のうち投票により選出する者、学長が一般職員管理職のうちから指名する者等で構成しており、委員会の目的や業務内容等の詳細は「自己点検・評価規程」で明示している。

「IRオフィス」は、大学の理念や教育目標の実現のため、各種データに基づき、大学の意思決定や計画の策定、点検・評価等を支援することを目的に設置している。ただし、「IRオフィス」は、室長（副学長）を除き全て兼務の職員で

構成しており、教学関係の調査を担っている「学修・教育センター」との連携も十分に図られていないことから、今後は「幹部会」が、大学全体の内部質保証の推進のために、これらの組織や機能を十分に活用できるよう体制の整備や役割の明確化が求められる。

「教授会評議会」は、教学の質保証を担う最も重要な審議機関に位置付けられ、学長、副学長、教養学部長、大学院部長、学生部長に加え、専門分野を異にする10名の評議員（教員）で構成している。ただし、「幹部会」との構成員の重複が多いことから、内部質保証における権限や役割等の違いを明確にすることが求められる。

以上のことから、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織等を設置しているが、各組織同士の連携や各組織の役割・差異（特に「幹部会」の果たすべき役割や権限、意思決定機能など）については十分に明示しておらず、改善が求められる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の3つの方針は、献学時より掲げる3つの使命「学問への使命」「キリスト教への使命」「国際性への使命」に拠って策定している。教養学部の各方針については、時代の要請を踏まえた内容に改定しており、最近では2022年度に文言の一部を変更している。

全学のPDCAサイクルは、「幹部会」及び「自己点検・評価委員会」が中心となって推進しているとされる。具体的には、「幹部会」のもとでの日常的な改善活動に加えて、認証評価の申請に向けた自己点検・評価の実施や学外有識者による外部評価、「卒業生調査」の実施、「IRオフィス」を通じた教育活動の検証を行っている。

2023年度に「自己点検・評価委員会」が実施した点検・評価の結果は、今回の大学評価（認証評価）に際して提出した点検・評価報告書としてとりまとめたうえで、これに基づく学外有識者による外部評価の結果も踏まえ、そこで明らかになった諸課題への対応を同委員会において検討し、「幹部会」等に共有している。また、「卒業生調査」の結果についても、「自己点検・評価委員会」において学位授与方針の観点を加味して分析し、改善活動に向けた提言を行い、「幹部会」、教授会及び理事会に共有して、全学的な課題の認識を促している。しかしながら、いずれの内容も各会議体での報告・共有にとどまり、そこから具体的な改善指示や方策の提示までは至っておらず、内部質保証システムが有効に機能しているとはいえない。また、これらは不定期の取り組みであり、定期的な点検・評価の仕組みとして定着しているとはいえず、定期的な点検・評価に基づく改善・向上

の仕組みや実績が求められる。このほか、各部局や「IRオフィス」「学修・教育センター」において独自の調査等が行われているが、大学全体としてどのような方針に基づいて実施しているのか、その結果をどのように組織的な改善へと結びつけているのかが不明確である。

そして、このように多くの組織や会議体を編成し、頻繁に行っているものの、構成員の重複や属人的な対応が多いため、意思決定のプロセスが見えづらく、点検・評価の結果を集約し、必要な改革・改善提案を導き出し、然るべき組織に伝達する機能をどのように担保しているのか、また、そこにおいて「幹部会」はどのような働きかけを行っているのかが不明瞭である。

行政機関や認証評価機関からの指摘事項への対応については、当該大学では設置計画履行状況等調査に係る指摘事項はなく、認証評価機関からの指摘事項に対しては「幹部会」から指摘事項ごとに担当する役職者及び担当部署へ改善を指示し、「幹部会」の小委員会における点検・評価を通じて改善を確認している。指摘事項への改善は、改善報告書にとりまとめ、本協会に報告している。

以上のことから、定期的な点検・評価に基づく改善・向上の仕組みとして内部質保証システムが有効に機能しているとはいいがたく、「幹部会」をはじめ、各委員会等の役割や意思決定プロセス、調査結果の扱いがわかりづらくなっており、これらを整理するとともに自己点検・評価活動の実質化が必要である。そのうえで、全学的な内部質保証システムのもとでPDCAサイクルが機能するよう是正されたい。

**④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。**

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等は、全て大学ホームページ上の「情報公開」で公開し、学内外よりアクセス可能となっている。掲載情報のうち、監査報告書及び財務に関する情報、国・地域別専任教員数、年代別専任教員数、進路情報等については、原則毎年度更新している。

在学生や保護者、同窓生、後援者に向けては、「活動収支」「資金収支」「貸借対照表」を中心に、財務理事の解説を付した「財務報告」を作成し、学報「The ICU」の電子版からアクセス可能になっている。また、これらの資料は全て英語版も作成・公開している。

教育職員免許法施行規則に基づく教員養成に関する情報及び教職課程の自己点検・評価報告書についても大学ホームページにて公表している。

以上のことから、必要な情報等については、英語版も含め適切に公表し、学外の関係者に広く伝わるよう努めており、社会に対する説明責任を果たしているといえる。

- ⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2017年度の学長提案による大規模な組織再編を経て、内部質保証システムの強化を図っている。具体的には、「カリキュラム委員会」「IDメジャー会議」等の必要な委員会や会議等を編成し、人選にも配慮しながら進めてきたことがうかがえるものの、大規模な組織再編時以降の現時点において、自己点検・評価が定期的に行われておらず、全体の内部質保証システムの適切性を点検・評価し、改善に結びつけているとはいいがたい。

以上のように、2017年度に行った大規模な組織改編は重要であり、併せて委員会や会議の設置、適材適所の人事配置も行われている。ただし、大学自身も指摘しているように、全学のあらゆる課題が「幹部会」に上がってきて、他の委員会や会議との構成員の重複もあるなかで審議・対応しており、「幹部会」の負担が大きくなっている状況が見受けられるため、大学全体としてのPDCAを回すことで改善・向上を促すような内部質保証システムの構築と実質化に向けた改善が求められる。

#### <提言>

##### 是正勧告

- 1) 教学上の多岐にわたる事項を審議する「幹部会」を全学的な内部質保証推進組織として位置付け、このもとで多くの組織や会議体がそれぞれ日常的に改善活動に取り組んでいるものの、その改善プロセスは不明瞭であり、内部質保証体制のもとでの全学的な自己点検・評価は、これまでのところ認証評価の申請時のみにとどまっていることから、定期的・自主的な点検・評価活動が行われているとはいえない。組織間の連携や役割分担を明確にすることを含めて点検・評価のあり方を見直し、定期的に自己点検・評価を実施することにより、改善・向上につなげるよう是正されたい。

### 3 教育研究組織

#### <概評>

- ① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

教養学部1学部制のもと、2008年からアーツ・サイエンス学科1学科に統合し、このなかで専修分野として31のメジャーを提供している。メジャー数31を維持しつつ、学生のニーズや時代の変化に即応して名称や内部構成を変化させており、学生が入学後に「自発的学修者」としてさまざまな分野の探索を経てメジャーを

選択することで、大学の理念・目的に沿った、リベラルアーツの特長を生かせる組織となっている。

大学院では、2010年から従来の4研究科をアーツ・サイエンス研究科1研究科に統合している。また、博士前期課程には4専攻を設置し、博士後期課程はアーツ・サイエンス専攻のみであるが、博士前期課程4専攻全てに博士後期課程担当者を配置しており、学部で学習した教養の基礎の上に学術及び応用を教授研究できるようにになっている。

附置研究施設として設置する「教育研究所」「社会科学研究所」「キリスト教と文化研究所」「アジア文化研究所」「平和研究所」及び「ジェンダー研究センター」の6研究所については、大学の理念・目的である教育、キリスト教、平和、国際連携に沿って、学則に基づき設置している。また、2023年度より、大学の理念・目的に沿って、語学教育・グローバル教育の活性化を図り、国際的コミュニケーションの円滑化や日本研究の推進に寄与することを目的に「グローバル教育センター」を設置している。

以上のことから、大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるといえる。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織である8つの部門がメジャーの運営責任を持ち、毎月「部門会議」を行っている。また、特定の部門に吸収できない分野横断型のIDメジャーについては、「IDメジャー会議」を学期ごとに開催し、カリキュラム、人事、その他運営について審議している。組織改善としては、メジャーの新設や統廃合を検討している。

研究所については、定期的に開催している「研究所長会議」での各研究所の活動報告等に基づき、学務副学長及び研究戦略支援センター長が主体となって検証している。検証結果に基づく改善事例として、研究所では継続的かつ専門的に運営を担うポストの必要性から、2019年度より、1年契約の研究所助手に代わって、研究所の活動に特化した特任助教を任用する運営方法に変更している。

このように、各教育研究組織でそれぞれ検討を行っており、解決困難な課題については、「幹部会」をはじめとした会議体によるその改善策の検討を依頼できる体制となっている。しかしながら、これらは内部質保証システムのもとでの定期的な自己点検・評価に基づくものではないため、大学全体の教育研究組織の適切性について定期的な点検・評価を実施し、その結果をもとに改善・向上につなげるよう改善が望まれる。

#### 4 教育課程・学習成果

##### <概評>

##### ① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

学部は、教養学部アーツ・サイエンス学科の1学部1学科で構成しており、学位は「学士（教養）」の1種である。学位授与方針として、大学の目的及び使命を実現するために必要な「創造的に学んでいく能力」「言語運用能力」「批判的思考力を基礎に、問題を発見し解決していく能力」「多様な知識やデータを統合し、実践の場で活用する能力」「表現する能力」「独自の見識や深い知識を生み出す能力」等の各能力を定めている。

大学院は、アーツ・サイエンス研究科の1研究科であり、博士前期課程は、心理・教育学専攻、公共政策・社会研究専攻、比較文化専攻、理学専攻の4専攻、博士後期課程は、アーツ・サイエンス専攻の1専攻で構成している。

博士前期課程では、「修士（教育学）」「修士（行政学）」「修士（国際関係学）」「修士（社会文化分析）」「修士（メディアと言語）」「修士（公共経済学）」「修士（平和研究）」「修士（比較文化）」及び「修士（理学）」の9種の学位を授与しており、学位授与方針として「広い視野に立った精深な学識」「専攻分野における研究能力」「高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力」等の各能力を身につけることを定めている。

博士後期課程では、「博士（学術）」の1種の学位を授与しており、学位授与方針として、「研究分野について研究者として自立して研究活動を行う能力」「専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力とその基盤となる豊かな学識」を身につけることを定めている。

学部・研究科ともに学位授与方針を大学ホームページに掲載しており、広く公開している。また、大学院の学位授与方針は、「大学院要覧」等にも掲載している。

以上のことから、学部及び大学院博士後期課程の学位授与方針は授与する学位にふさわしい内容を明確に示し、広く公開しているといえる。ただし、大学院博士前期課程の公共政策・社会研究専攻では、専攻ごとに授与する学位が異なっているものの、学位ごとに方針を設定していないため、改善が求められる。

##### ② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

学部においては、学位授与方針に示す能力を育成するため、10項目の教育課程の編成・実施方針を定めており、カリキュラムは、「語学科目」「一般教育科目」「保健体育科目」及び「専門科目」に区分し、「語学科目（リベラルアーツ英語プログラムまたは日本語教育プログラム）は1年次・2年次で履修し、大学での学びの基礎となる言語運用能力、批判的思考、対話力という学問の技法を修得す

る」ことや「一般教育科目は、キリスト教概論および人文科学、社会科学、自然科学の3系統から構成され、さまざまな学問の本質に接することで、専修分野（メジャー）の選択を助ける一方、複数の視点からその分野やテーマを位置付ける機会を提供する」ことなどを示している。

これらの方針によって、教育に関する基本的な考え方を明確に示しており、内容も学位授与方針と整合したものとなっている。

大学院において、博士前期課程では、「基礎分野での専門性を維持しつつ、先端技術や新分野まで幅広い分野の開拓が可能な大学院教育を展開する」といった4専攻共通の教育課程の編成方針を定めるとともに、専攻の専修ごとに「履修方法」を定めており、実質的に学位ごとの教育課程の編成・実施方針となっている。博士後期課程では、「博士候補資格取得のため、トピックやデータを掘下げ、精度を上げるための課題や研究に取り組みせる」などの8項目の教育課程の編成・実施方針を定めており、教育に関する基本的な考え方を示している。また、これらの内容は、学位授与方針とも整合している。

学部・研究科とも、これらの方針を、大学ホームページに日英両語で公開しており、情報の得やすさにも配慮している。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針は、概ね学位ごとに適切に公表しているといえる。ただし、大学院博士前期課程の公共政策・社会研究専攻の政治・国際研究専修では、授与する学位が異なっているものの、教育課程の編成・実施方針を学位ごとに設定していないため、改善が求められる。

**③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。**

学部では、全体のカリキュラムを「全学共通科目」と「専門科目」に区分し、「全学共通科目」は、更に「語学教育科目」「一般教育科目」「保健体育科目」に分類している。特に、「語学教育科目」は、1年次・2年次で履修する科目として、大学での学びの基礎となる言語運用能力、批判的思考、対話力という学問の技法を修得できるようにしている。また、「専門科目」においては、各メジャーの基礎科目を2年次に配当し、専攻科目を3年次以降に配当するなどして、学問体系を踏まえた編成と学生自身に合った専門を見極めるべく幅広く学ぶための時間を重視する「レイト・スペシャライゼーション」を実現している。さらに、シングルメジャー、2つの専門を深めるダブルメジャー、2つのメジャーの比率を変えて履修するメジャー・マイナーの3通りの履修方法があり、多様な学びを提供している。

授業期間については、3学期制を採用し、多くの授業で週に複数回の授業を行うことで集中的な学習を可能にしている。また、単位については、講義、演習、

実験、実習・実技という授業形態に従い、それぞれ学習時間と単位の関係を明確に定めている。

大学院博士前期課程は、「大学院共通科目」「専門基礎科目」「専門教育科目」「専門研究科目」に区分し、学位取得のためには専修ごとに定められた条件に従い、所定の単位数及び一定の成績を修め、かつ所定の研究指導を受けて修士論文を提出し合格することとしている。「大学院共通科目」では、大学院で学ぶ上で必要な語学力、分析力、研究計画の立案力等を学ぶことを目的とするコースを開講している。「専門基礎科目」及び「専門教育科目」では、4専攻間を横断する履修が可能であり、学際的教育・研究を遂行するため柔軟性の高いカリキュラムを編成している。「専門研究科目」は、各専修の内容に関わる研究指導科目であり、修士論文作成を視野に入れて学際的研究や実地調査などを行っている。また、博士後期課程は、所定の科目を修得し、かつ所定の研究指導を受けて博士論文を提出し合格することとしており、コースワークと論文指導を組み合わせたカリキュラムとなっている。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針と教育課程は整合しているといえる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

学部では、日英両語によるバイリンガル教育を実施しており、4月入学生は「リベラルアーツ英語プログラム（ELA）」、9月入学生は「日本語教育プログラム（JLP）」の履修を必須としている。

「一般教育科目」では、4年間を通じた総合的な学びを推奨している一方、「基礎科目」や「専門科目」は、主に特定の専門分野を学ぶ学生のための科目であり、文系、理系の区別なく幅広い知識を得た後に専門性を深めるように配置している。

大学院博士前期課程では、大学院で学ぶ上で必要な語学力、分析力、研究計画の立案力等を習得することを目的としたコースの開講や、学際的な学びを可能とする4専攻間を横断した履修制度などがある。

博士後期課程では、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせたカリキュラムとなっている。リサーチワークについては、1年次に指導教員による「特別専門研究」を履修し、研究の方法、内容についての専門的な指導を受け、2年次には博士候補資格を取得し、3年次には博士論文を執筆することとしている。

1授業あたりの学生数については、学生数に比して開講科目数が多く、受講者が集中する科目についても年複数回開講する措置を講じることなどにより、大半の科目で少人数制を維持している。

学部における標準的な履修登録単位数を学期単位で定めており、アドヴァイザー教員の許可があれば、標準を超えた一定の単位数まで履修登録を認めることとし、これを履修登録できる単位数の上限としている。なお、1年次の「リベラルアーツ英語プログラム（E L A）」「日本語教育プログラム（J L P）」を履修中の学生に関しては、それぞれの履修に集中することを求め、標準を越える単位数の履修は認めていない。

シラバスには、「概要」「学習目標」「内容」「授業言語の詳細」「成績評価基準」「授業時間外学習」「参考文献」「担当教員の連絡先」等の項目があり、授業の目標や評価基準を明確に示している。また、英語開講科目に日本語の要約を、英語開講でない科目のシラバスにも英語を併記することで、履修科目選択時の参考となるようにしている。

シラバスの作成にあたっては、「シラバス入力ガイドライン」に基づき入力することを義務付けており、各教員が作成した内容は各デパートメント長などの第三者チェックを行い、内容の不足や適切性を確認している。ただし、教育研究上の目的や学位取得時の学習成果と各授業科目との関係については、全科目で明確に示しているとはいえず、改善が望まれる。

履修指導については、「教員アドヴァイザー制度」に基づき、毎学期の履修登録時に、アドヴァイザー教員と学生の個人面談を必須としており、その際、教員が各学生の履修単位数の適切性を確認している。また、学生個人向けポータルサイトである「icuMAP」では、履修シミュレーション、時間割や成績、卒業要件を学生自身が確認できるようになっており、このシステムをアドヴァイザー教員にも共有することで、担当学生のモニタリングや履修登録時の適切な助言を可能にしている。成績不振者については、G P Aの一定基準を一定回数下回った者を除籍とする取扱いを定めている。

大学院の履修指導では、学生に対して、入学時オリエンテーションとして、教員及び職員が、修了要件、科目履修の方法、研究の進め方などを説明している。また、学部同様、「教員アドヴァイザー制度」を設けており、専任教員がアドヴァイザーとして学生一人ひとりにつき、履修計画への助言などのほか、学位取得までの指導を担当している。

以上のことから、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置を講じているといえる。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

学部における成績評価及び単位認定は、試験、レポート、発表、授業参加等に基づき実施している。単位認定に関する基本原則は学内向けホームページにおいて、科目ごとの成績評価方法及び基準はシラバス等を通じて学生に明示している。

また、学生が成績評価について疑問のある場合は、成績照会を行うことができるようになっている。

大学院博士前期課程の成績評価は、授業への参加度（ディスカッションへの参加等）、研究発表（リサーチ・プレゼンテーション）、レポート（リサーチペーパー）によって行っている。各要素の割合は教員によって異なり、シラバスを通じて学生に明示している。

博士後期課程では、博士候補資格取得にあたって、筆記試験又はレポートのいずれかの試験及び面接を課している。これらは3名の「資格試験委員会」委員によって実施、認定する仕組みとなっている。

学部における既修得単位については、大学設置基準に基づき、学則に定めている。学生には、成績証明書に加えて、単位認定を申請する科目の講義内容のわかるシラバス及び在学した他大学の成績評価基準・カリキュラム内容を示す文書の提出を求め、必要な場合には面接を経て、厳正に審査している。「専門科目」として認定を求める科目については、学生が選択したメジャーを提供する部門の教員が編入審査を行い、それ以外の選択科目として認定を求める科目は教養学部副部長が審査を行うこととしている。また、海外大学で取得した単位は、協定に基づく交換留学及び私費留学のどちらについても、一定の要件を満たしていれば編入を認める制度を設けている。

大学院においては、大学院学則に基づき、在学中に修得する単位（学部授業科目又は他大学院授業科目）と入学前に修得した単位（大学院又は他大学大学院）を認定することが可能であり、「大学院専攻委員会」を経て、大学院委員会で決定する手続を定めている。

学部の学位授与基準については、入学年度ごとの卒業要件を定め、学内向けホームページで周知しており、学生は「icuMAP」で自身が現時点で卒業要件をどの程度満たしているかを確認でき、学期ごとにアドバイザー教員と状況を確認している。

大学院博士前期課程及び博士後期課程では、それぞれ修了要件を定めており、修士論文又は博士論文の審査及び最終試験は、「審査委員会」が行い、大学院委員会が決定する。これらの条件や審査の方法などは「大学院要覧」に明記している。

以上のことから、成績評価及び他大学や留学先で修得した単位の認定は、適切に実施していると認められる。また、学位授与の手続も明確に定め、公表しているといえる。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

「学修・教育センター」において、学生の学習成果を把握するために「入学時

調査」「一年次調査」「学生学修意識調査」「卒業時調査」といった各種学生調査を実施しており、2019年度からは学習成果の経年変化を追跡調査できる設問構成としている。

また、全学的観点から長期的な学習成果を把握するため、「卒業生調査」を実施している。2022年度に実施した調査は、特に1994・1999・2004・2009・2014年度入学者を対象に行っており、「ICUで受けた教育の卒業生による評価」「2008年度に実施された教学改革の影響」の2点に重点を置いて実施している。調査の結果、学位授与方針に関係する必要度と習得度の平均値より、卒業生は「日英両語で学ぶ力」「世界の人々と対話できる言語運用能力」「自他に対する批判的思考力」を習得したと捉えていることが明らかとなっている。調査結果は、理事・監事、教職員等を対象に開催した報告会にて全学的に共有している。

このほか、学部では、学生による「授業効果調査」を実施している。調査結果は、各授業に関するデータと当該学期科目全体の比較データ及び学生コメントにまとめられ、授業担当教員に個別に配付するとともに、集計結果と結果に対する教員コメントは学内ホームページで公開している。一方で、大学院の授業では、匿名性が確保できないため、「授業効果調査」を実施していない。その代わりに、「修了時調査」を行い、結果を大学院委員会で報告し、解決すべき課題を確認している。この調査には、授業全体に関する設問を設けており、課程全体への評価を行っている。

以上のことから、学習成果を把握し評価する取り組みについては、学部・研究科ともに各種アンケート調査を中心に実施しているものの、これらの調査と学位授与方針に示した学習成果との関係は不明瞭であることから、学位授与方針に示した学習成果を多角的かつ適切に把握・評価する仕組みを構築するよう改善が求められる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育や学生支援の改善のために、入学時から卒業までアンケート調査で定期的に学生の意識や経験を調査・分析し、学習経験や学習成果の可視化を行い、結果については教授会で共有している。

大学院については、「修了時調査」の意見など、各種調査の測定結果は主に課題点検の観点から大学院委員会で精査し、翌年度以降の授業方針に生かしている。

教育課程及びその内容、方法の適切性については、主に「幹部会」「カリキュラム委員会」、教授会及び大学院委員会で定期的に点検・評価を行い、改善につなげている。

毎年春学期に、前年度の「授業効果調査」の結果を「カリキュラム委員会」に

提出し、その後「デパートメント会議」及び各「プログラム会議」において、この調査結果に基づく授業改善について、各メジャーやプログラムの視点で議論している。議論の結果は、当月の「カリキュラム委員会」にフィードバックし、次年度のカリキュラム変更や授業方針に生かすサイクルとなっている。また、「一般教育科目」に関しては、「一般教育委員会」にて「授業効果調査」の結果を共有・議論し、委員が所属するデパートメントに具体策を周知している。

「学生調査」や「授業効果調査」等の既存の取り組みは各担当部署が責任を持って実施・点検し、その結果は「カリキュラム委員会」や教授会を通じて、原則全ての専任教員が把握できるよう設計している。新たに見つかった課題への対応に際しては、必要に応じ「幹部会」で改善策を検討している。

以上のことから、教育課程及びその内容、方法の適切性について点検・評価を行っているものの、これらは内部質保証システムのもとでの定期的な自己点検・評価に基づくものではないため、定期的な点検・評価を実施し、その結果をもとに改善・向上につなげるよう改善が望まれる。

⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（学士課程（専門職大学及び専門職学科）／大学院の専門職学位課程）

該当なし。

<提言>

改善課題

- 1) アーツ・サイエンス研究科博士前期課程においては、学位授与方針を専攻ごとに定めているものの、公共政策・社会研究専攻では専修ごとに異なる学位を授与しているため学位ごとに方針を定めることが求められる。また、教育課程の編成・実施方針を専攻・専修ごとに定めているものの、同専攻の政治・国際研究専修では異なる学位を授与していることから、学位ごとに各方針を設定するよう改善が求められる。
- 2) 学習成果を把握し評価する取り組みとして、学部・研究科ともに各種アンケート調査を中心に実施しているものの、これらの調査と学位授与方針に示した学習成果との関係は不明瞭であることから、学位授与方針に示した学習成果を多角的かつ適切に把握・評価する仕組みを構築するよう改善が求められる。

5 学生の受け入れ

<概評>

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学生の受け入れ方針については、大学の理念・目的に基づき、学部では「文

系・理系にとらわれない広い領域への知的好奇心と創造力」などの4項目を定め、これらを学生に求める資質とするとともに、こうした資質を更に高めたい意志を持つ学生を求めている。また、大学院では、「専門分野の知識」に加えて、「主体的研究能力や問題解決能力」を備えた学生を求めており、博士前期課程の4専攻及び博士後期課程のそれぞれで、学生に求める資質をより詳細に示している。

これらの学生の受け入れ方針は大学ホームページに公表するとともに、「入学案内」や「学生募集要項」等にも掲載している。また、既に十分な英語運用能力を有している人物を対象に英語で選考を行う「English Language Based Admissions」については、代表的な統一試験の合格者平均点を公表して「入学希望者に求める水準」を明示している。

以上のように、学生の受け入れ方針の明示と公表については適切に実施しているといえる。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

入学者選抜の方法については、学部と大学院ともに4月入学と9月入学の制度を設けている。学部では、2025年度入試から4方式となる「一般選抜」、3方式の「総合型選抜」、3つの選抜からなる「ユニヴァーサル・アドミッションズ」と、多様な選抜方法と多面的な評価尺度による入学者選抜を実施している。

一般選抜の全方式共通の試験科目である「総合教養（ATLAS）」は、特定のトピックに関する講義（ミニレクチャー）を聴いた後に、人文科学、社会科学、自然科学の視点から書かれた論述等を読み、設問に解答する学際的な試験形式である。大学での授業の疑似体験を通じて、受験者のリベラルアーツの学びへの適正を測るもので、学生の受け入れ方針に掲げている資質を評価する取り組みとなっている。また、「ユニヴァーサル・アドミッションズ」の「EJU（日本留学試験）利用選抜（4月／9月入学）」は第一言語が必ずしも日本語又は英語でない、多様な学習背景を持つ人を対象としており、特徴として外国の高等学校最終学年から遡って継続して6年以上教育を受けた者を対象としている。

大学院では、4月入学として秋季と春季の2回、9月入学として4月に入試を実施している。応募書類は日本語のほか、英語での作成を認めており、第一次選考として複数の審査委員で書類選考を行い、一定以上の学習研究能力を有すると判断した合格者に対して、第二次選考として、専門分野又は近接分野を担当する複数の教員による面接を実施している。国外在住者に対しては希望によりオンライン面接を実施しており、マニュアルを整備することでオンライン面接の公正な実施を担保している。また、学部で優秀な成績を修めた学生を対象とし、最短1年で博士前期課程修了を可能とする「学士・修士5年プログラム」を導入してお

り、書類選考と面接試験による選考を実施している。さらに、海外からの学生を積極的に受け入れる方針をとっており、平和研究を専攻する毎年約20名の留学生（ロータリー・ピースフェロー）を受け入れているほか、政府の留学生受入れプログラムや、欧州の大学による人道支援専門家育成コンソーシアム（Network on Humanitarian Action, NOHA）にグローバル・パートナー大学として参画し、大学院学生の半数が外国籍の学生となっている。

学生募集の方法について、学部では「入学試験要項」、大学院では「募集要項」をそれぞれ整備し、大学ホームページで公表している。また、オープンキャンパスでは学部・研究科ともに学生募集活動に取り組んでいるほか、年2回大学院進学相談会も実施している。さらに、大学が求める志願者を確保できるよう、大学ホームページやSNSにおいて、教育の質に主眼をおいたリベラルアーツ教育の広報活動を展開している。くわえて、高等学校での探究型学習とリベラルアーツは親和性が高いため、高等学校の生徒を対象としたオンラインでのプログラムを実施している。

経済的支援に関しては、学部・研究科ともに授業料や奨学金などの情報を「入学試験要項」「募集要項」に記載している。また、2024年度入学者から、首都圏の1都3県以外の高等学校等の出身者を対象とした出願前に奨学金の採用可否を通知する予約採用型奨学金を新設している。大学院では、返済義務のない新入学生奨学金を新たに整備している。これらの支援情報はいずれも大学ホームページで公表している。

入学者選抜の運営体制として、学部については、「国際基督教大学教養学部入学試験委員会規程」及び「入学選考方針委員会」の方針に基づき、「入学試験実行委員会」が入試運営を統括し、採点業務は教養学部長が指名した者が統括する体制を整備している。また、大学院では、「国際基督教大学大学院入学選考委員会規程」に基づき、「大学院入学選考委員会」が実施統括や緊急案件への対応を行っている。

学部・研究科ともに、「障がい学生支援に関する基本方針」に基づき、障がいのある志願者等に対して受験時の合理的配慮を行っており、大学ホームページでも関連情報を掲載している。

以上のように、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているといえる。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

学部の定員管理については、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率はいずれも適正に管理している。なお、

学生の受け入れにあたって、繰り上げ合格や補欠入学などの措置は行っていない。

大学院の定員管理については、2010年に従来の4研究科をアーツ・サイエンス研究科として統合し、入学定員を縮小したことに加えて、ロータリー・ピースフェローの受け入れや人材育成奨学計画（JDS）などのプログラム、「学士・修士5年プログラム」の導入などにより、収容定員に対する在籍学生数比率を適正に管理している。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性に関する点検・評価は、「入学選考方針委員会」において、多様性を重視するそれぞれの入学者選抜において適切な評価を行っているか、学部全体としての多様性を担保しているかという点に特に注意を払いつつ、検討を行い、選抜制度の改正を行っている。また、教養学部入学試験の方法や問題の調査、出願・入学状況等の分析・点検を担う役職として、入学試験研究主任を配置している。分析には入試カテゴリーと入学後GPAの相関分析などの追跡調査も含まれており、分析結果を「教授会評議会」に共有し、「入学選考方針委員会」にて、入試方針策定や入学者決定に際する検討材料として活用している。さらに、特に重要な方針に関しては、決定前に教授会及び大学院委員会の意見を聞き、「幹部会」の議を経て決定することを規程で定めている。

「入学選考方針委員会」での検討の結果、リベラルアーツへの適正を測るために2015年度一般選抜より「総合型選抜（ATLAS）」を導入している。また、9月入学制度を活用して多様性、国際性の充実を図るために、2017年度より「ユニヴァーサル・アドミッションズ」制度を開始し、「EJU（日本留学試験）利用選抜」では日英以外の言語を母国語とする学生を多数受け入れることにつながっている。

また、近年の一般選抜志願者数の減少への対応を重要事項として、「入学選考方針委員会」が教授会及び大学院委員会への意見照会を実施して「幹部会」に諮った結果、2025年度の一般選抜からは「総合型選抜（ATLAS）」をより大学の授業に近い形式に変更することを決定し、自然科学と人文・社会科学の併願ができるようになっている。

以上のことから、学生の受け入れの適切性について、各種委員会において検証し、その結果に基づく改善・向上を実施しているものの、これらは内部質保証システムのもとでの定期的な自己点検・評価に基づくものではないため、定期的な点検・評価を実施し、その結果をもとに改善・向上につなげるよう改善が望まれる。

## 6 教員・教員組織

### <概評>

#### ① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

求める教員像については、「学校法人国際基督教大学寄附行為施行細則」（以下「寄附行為施行細則」という。）及び「国際基督教大学専任教育職員の任免に関する規程」（以下「専任教育職員の任免に関する規程」という。）において、「基督者であること」「この大学の目的と計画とを深く理解し、その遂行に積極的的信念を有する基督教信徒」であることを規定している。また、例外的に「基督者」以外を任用する場合については、「学識並びに教育経験において高く評価され、かつ、基督教の精神及び大学の教育目的を理解し、これを積極的に支持する者」と定めている。さらに、教員採用の際には、候補者に対して、大学の3つの使命に関連させて「リベラルアーツ教育」「教育と研究の関係」「キリスト者としての本学に対する貢献」に関する詳細な文書作成を求め、この文書を教授会審議の際に全構成員で共有することで、大学が求める教員像に一致した候補者の採用を行っている。

教員組織の編制については、分野横断的な学びや学際性を重視するリベラルアーツ教育を全面的に推進するために、語学・保健体育以外を専門とする全専任教員が一つの学科に所属する方針をとっている。また、大学院も同様に一つの研究科のみの教員組織を構成している。

これらの方針は「求める教員像および教員組織の編制方針」として、大学ホームページで公表するとともに、教授会を通じて全教員に周知している。

#### ② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

教員数については、学部・研究科ともに大学設置基準等の関連法令の要件を満たし、必要な教授数も充足している。また、国際性、ジェンダーについてはともに多様性が高い水準にあり、年齢構成の偏りも見られず、適切に教員を配置している。教育上主要な授業科目である「一般教育科目」については、学生がリベラルアーツの真髄を体験できるよう綿密に教育課程を編成しており、全ての専任教員が「一般教育科目」（又は語学、体育）と「専門科目」の授業の両方を担当することになっている。教員公募の手続では、担当予定科目を明示したうえで審議を行うことで適切な教員配置になるように配慮している。

専任教員は、語学・保健体育以外を専門とする全専任教員が一つの学科に所属する方針のもと、アーツ・サイエンス学科に所属している。また、大学院の専任教員は、全員が教養学部にも所属する兼務教員となっている。

教員の役割としては、研究、教育、サービス（大学等への貢献）の3分野での任務遂行が求められており、FD活動や「メンター制度」、昇任支援等を通じた協力体制のもと、構成員全体の資質向上に寄与すべきとしている。また、教員間における業務量の偏りを防ぐために、教育義務（Teaching Load）という概念を導入し、年間の授業担当単位数を定め、教員の授業負担を管理している。

全学的な教学計画及び学務の監督責任は学務副学長が担い、教養学部長と大学院部長が、それぞれ学部と大学院の学務を統轄している。また、学部についてはデパートメント長が各メジャーのカリキュラムを、大学院博士前期課程においては各専攻主任が各専攻のカリキュラムを運営することになっている。

専門性が求められる国外諸機関との学術交流や渉外については、国際学術交流副学長が担当している。また、研究活動の統括は学務副学長が担い、専任教員で組織する「研究戦略委員会」において、学務副学長の諮問事項に基づいて研究活動を効率的かつ円滑に推進することを定めている。

教員の職務を助け、演習、実験、実習・実技を含む授業運営補助を行うティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）を配置している。「TA制度」は、大学院学生を対象とした、大学教員や研究者に向けたトレーニングの機会として整備しており、同制度の趣旨や資格、業務内容をまとめたガイドライン等を定め、担当可能業務についても一覧表に明記している。TAの任用にあたって、教員には業務内容や勤務時間を定めた計画書の事前提出を義務付けている。こうした制度によって、適切な労働環境の確保や、不正、ハラスメント予防を図っている。また、教員やTAの業務を軽減し、本来の教育的業務に集中できるよう、授業に関する事務的な業務を担う大学院学生及び学部学生によるアルバイト制度として「Classroom Supporter（CS）」も導入している。

以上のことから、教員組織の編制に関する方針に基づいて、教員組織を適切に編制しているといえる。

### ③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

専任教員の採用と昇任については、「専任教育職員の任免に関する規程」に基づき行っている。採用に関しては、教員枠新規設置の可否を「教授会評議会」等で審議し、原則として全て国際公募を行っている。審議の過程では、求める教員の専門分野、教育研究能力、教授言語、担当予定科目等を詳述した文書による教員枠の確認を行うことで、柔軟かつ適切な教員配置を行っている。

候補者選考は、担当デパートメントによる教育研究実績の精査後、学務副学長が「候補者選考委員会」を設置し、そこで最終候補者を選出して学長に報告している。学長に報告した最終候補者は、学務副学長、国際学術交流副学長、教養学部長、大学院部長及び宗務部長が内容を確認したうえで、「教授会評議会」で審

議し、教員枠で定めた採用条件との適合性、専門学術的な資格、教員としての資質を審査している。その後、教授会での審議を経て、学長が候補者を理事会へ推薦している。

昇任については、「教育」「研究」「サービス（役職・委員会・学会活動等、大学や社会への貢献）」の3項目全てにおいて基準を満たすことが条件となっている。「教授会評議会」での審議を受けて、教授会の投票で承認されると、学長は候補者を理事会へ推薦している。また、各部門の正教授で構成する「昇任推薦委員会」では適切な昇任時期の判断や助言を行っており、こうした手順については「准教授（新職階制度）から教授への昇任プロセスについて」において明示している。さらに、助教には正教授1名をメンターとして配置し、テニユア取得をサポートしている。

採用に関する「候補者選考委員会」は、当該学問分野以外に隣接分野・異分野の教員を必ず含む教員5名で組織しており、ジェンダーや国籍の多様性も考慮し、最終候補者確定までは部門から独立して審議している。

昇任に関しては、公平性と透明性を担保するために、「Units Table」という「教育」「研究」「サービス」の分野ごとにポイントを設定して教員の業績を定量化する制度を導入している。この基準と定性的な評価も踏まえて、昇任を総合的に判断している。

このように、教員の募集、採用、昇任を適切に行っているといえる。

④ **ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。**

ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）は「国際基督教大学学修・教育センター規程」に基づいて、「学修・教育センター」において実施している。

新任教員を対象としたFDとしては、秋学期に対面セッションとMoodle上のオンラインコンテンツで構成する「New Faculty Development Program, NFDP」において、大学が求める教員像に関するFDを実施している。また、履修相談である「教員アドバイザー制度」についても、制度趣旨やアドバイジングの基礎知識、面談の進め方等に関するFDを行っている。

全学向けFDとしては、「学修・教育センター」が毎学期1～2回実施している。「Brown Bag Lunch & Learn」はその一例であり、10～20名程度の比較的少人数で授業スキルや専門知識を共有している。また、障がいのある学生の支援に関するセミナー（講演会）については、全専任教員に加えて、2022年度からは職員も対象として行っている。2021年度及び2022年度には、他の教員の授業を見学して感想を話し合う相互研鑽を目的とした授業訪問週間を実施している。さらに、

全教員が一堂に会して行うFDとして、1954年の開学直後からの伝統を有する学務副学長による「ファカルティ・リトリート」があり、現在は参加範囲を職員にも拡大して実施している。

新任教員を対象に「メンター制度」を導入している。新任教員が、学内での人間関係を広く構築するために、メンターには当該教員が所属するデパートメントとは異なる所属先から勤務経験の長い正教授を指名している。また、助教のメンターは、「教員の立場に寄り添う擁護者」として、テニユア取得に向けた助言なども行っており、教育研究と大学業務へのスムーズな適応に向けた支援を行っている。

指導補助者に対する研修については、TA向けのポータルサイト（TAポータル）を整備し、TA業務の基本的な注意事項や必要な知識を習得できる環境を整えている。また、TA向けセミナーとして、主に新任TAを対象にTA業務の基本や注意事項の伝達を目的とするものと、全TAを対象にスキル向上やTA同士の交流を目的とするものとの2種類を実施している。さらに、全専任教員の参加を必須として、TA業務に関する現状の共有や、教員によるTAの活用事例の発表など、TAと協働するためのセミナーを年に1回実施しており、TAと教員の双方を対象とした研修を行っている。

FDの取り組みについては、「FDニューズレター」を学期内に毎月発行している。大学としてFD活動に長い伝統を有し、その時々々の需要や関心の高いテーマに配慮してさまざまな活動を実施している。ただし、FDについては、主として学部・研究科合同での実施となっており、大学院教育の改善に関するFDは最近になって実施するようになったため、今後も継続的な実施が望まれる。

**⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

教員構成の適切性については、各デパートメントが、各教員の授業に関する情報などを集約した学内サイト「icuMAP」を利用して評価している。同サイトには、学生が回答した授業効果測定効果アンケート、シラバスや履修人数、卒業論文指導人数、担当の委員会委員や役職情報を掲載している。

教員組織編制の適切性については、各部局は教授会の Routine Agenda として各種定量的なデータを提供しており、これらの情報をもとに教養学部長や大学院部長が改善策を検討・提案している。教員組織に関する新たな提案は、教授会に先立ち「幹部会」で審議するが、特に組織改編を伴う提案については、審議に先立ち各部局が「幹部会」に意見交換を求め、助言を受けることがある。また、財政的負担を要する提案の場合は、経営的観点からの判断を仰ぐために「大学運営会議」で審議している。

2008年度のアーツ・サイエンス1学科制への移行時に、教員組織のデパートメント数は16であったが、2013年度から毎年見直しを行い、2015年度に8つに統廃合して現在に至っている。2017年度に提案した「5デパートメント+1アカデミー制」（専門分野別の5デパートメントと言語・保健体育を扱う1つの教養アカデミー）への再編は採用には至らなかったが、点検・評価は継続的に行っている。

以上のことから、点検・評価に必要な情報の可視性が向上し、定量的データを利用した作業が可能になっている。しかし、これらの取り組みは内部質保証システムのもとでの定期的な自己点検・評価に基づくものではないため、定期的な点検・評価を実施し、その結果をもとに改善・向上につなげるよう改善が望まれる。

## 7 学生支援

### <概評>

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

学位授与方針に定めた能力を学生が培うことができるよう、「学修支援」「生活支援」「キャリア支援」を柱とした、学生支援に関する方針を定め、「幹部会」でこれらの内容を「学生の支援に関する方針」として明文化している。これらは、「キリスト教の精神にもとづき、自由にして敬虔なる学風を樹立し、国際的教養と民主的社會人としての良識を有し、神と人ともに奉仕する良心的人材を養成する」という目的に資するものとして定めている。また、障がいのある学生が、障がいのない学生と同等の教育を受ける権利を実現できるよう、「障がい学生支援に関する基本方針」も制定している。

これらの方針は、いずれも大学ホームページに掲載することで周知を図っている。

以上のことから、学生支援に関する方針を明示し、学内において共有しているといえる。

- ② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

学修支援については「学修・教育センター」が、経済的支援や生活支援は「学生サービス部」が、キャリア支援は「学生サービス部就職相談グループ」が主に担当しており、アドヴァイザー教員とも連携して支援を行う体制になっている。また、研究活動を中心とした大学院学生に対する支援は主に「学務部大学院事務グループ」が担っている。

学修に関する支援は、「学修・教育センター」が中心となって、アカデミッ

ク・プランニング支援、正課外教育支援、障がいのある学生を対象とした「特別学修支援」等を行っている。

経済的支援は、独自の給付型奨学金に加え、貸与型の奨学融資制度を組み合わせることにより、日本人学生、外国人留学生ともに支援を行っている。また、可否発表時に採用の可否がわかる給付型奨学金制度も設けている。

生活に関する支援は、学生の心身の健康や安全を守るために、「カウンセリング・センター」及び「ヘルスケアオフィス」を設置し支援を実施している。「カウンセリング・センター」には、臨床心理士やカウンセラーと精神科医を配し、「ヘルスケアオフィス」には、健康に関する相談に応じるスタッフのほか、校医による面談も実施できる体制を整備している。また、「人権侵害防止対策基本方針」を定め、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等の人権侵害のない教育・研究・就労環境で、安心して過ごせるキャンパスを維持することを目指している。学内に「人権委員会」及び「人権相談員制度」を設け、人権に関わる啓発活動や相談活動を行っている。

学生の進路支援は、個別支援と集団支援の両方向から、学生の進路選択を支援している。個別支援では、個別相談を通じて進路相談全般のほか、自己分析・選考対策などの就職活動支援を実施している。非常勤キャリアカウンセラーによる相談のほか、個別の事情により特定の専任職員が担当するなど、ニーズに沿った支援を展開している。集団支援では、年間スケジュールに沿ってセミナー・ガイダンスを実施している。

また、国際性を重視する大学として在学生・卒業生の多様な進路を支援するため、国際的なデジタル証明書プラットフォーム運営会社の協力を得て「デジタル学修歴証明書」の発行システムをいち早く開発している。2021年度より、一部プログラムでの発行を開始し、現時点では、在学生・卒業生に対して、卒業証明書、修了証明書、成績証明書等が発行可能となっている。利用者は、国内外問わず世界中の企業・機関に検証可能な公式証明書と真正性確認のためのリンク等を即時に送付することができ、例えば、留学や海外大学院進学、グローバル企業への就職等にあたり、これまでの国際郵便であれば、企業・機関への証明書の提出に際し、郵送料と所定の日数を要していたところ、郵送料は無料で即時に提出可能となったほか、1通で複数個所に共有可能なため、利便性が大幅に向上している。利用状況や利用者アンケートの結果からも、在学生・卒業生の多様なニーズに広えていることが確認できることから、優れた取り組みとして高く評価できる。

課外活動等についても大切な学びの場として位置付け、支援している。2018年度に新しい体育施設が完成し、2021年度には学生会館のリノベーションを行い、ハード面の整備・支援を行っている。一方、ソフト面では、各施設を使用する団体で構成する「使用者協議会」や「クラブ調整会議」で大学との対話を繰り返す

仕組みを設けている。

以上のことから、学生支援の体制を整備し、さまざまな取り組みを適切に行っており、特に、国際性を重んじる大学として「デジタル学修歴証明書」の導入については優れた取り組みとして評価できる。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性についての点検・評価は、「学生サービス部」（「学生グループ」「カウンセリング・センター」「就職相談グループ」）、「学修・教育センター」等の学生支援関連部局及び各部局が所管する委員会によって、事業計画・事業報告を用いて実施している。

また、各種学生調査により、学生支援のための環境や制度、支援組織への満足度を調査し、その結果を踏まえて次年度の支援につなげている。

しかしながら、学生支援関連部局及び各部局が所管する委員会が行う学生支援の適切性についての点検・評価は、内部質保証システムのもとでの定期的な自己点検・評価に基づくものではないため、定期的な点検・評価を実施し、その結果をもとに改善・向上につなげるよう改善が望まれる。

<提言>

長所

- 1) 国際性を重視する大学として、在学生・卒業生の多様な進路を支援するためにいち早く開発・導入した「デジタル学修歴証明書」は、国内外問わず世界中の企業・機関に対して成績証明書等の電子証明書を即時に送付することができ、留学や海外大学院への進学、グローバル企業への就職等に際し、証明書の発行・提出手続の利便性が大幅に向上しており、利用状況や利用者アンケートの結果からも、在学生・卒業生の多様なニーズに応える学生支援の取り組みとして評価できる。

8 教育研究等環境

<概評>

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

2014年度に定めた「キャンパス・グランド・デザイン」を更に推進するべく、2019年度より施設設備の基本方針である「ICUの施設整備の現状と展望」を策定している。基本方針として、「安全かつ充実したリベラルアーツ教育・研究環境を維持・確保する」「財政上、大きな負担となりがちな建物の新設はなるべく

避け、補修による長期使用を奨励する」「歴史的、文化的価値が高い施設は、可能な限り修繕を行い、保存と有効活用を図る」ことなど3点を示している。

また、これらの基本方針は、大学ホームページを通じて周知・共有している。

以上のことから、学生の学習や教員による教育研究活動に関する施設設備の基本方針を明示するとともに、広く公開しているといえる。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

広大なキャンパスのなかに、教育研究施設のみならず、複数の学生寮（教育寮）や教職員住宅を有し、日本では稀な Living Learning Community が成立している。キャンパスの校地及び校舎面積はいずれも大学設置基準を上回っている。また、体育館や学生会館、スポーツクラブハウス、大学礼拝堂、博物館、泰山荘等を有し、方針に沿った施設・設備を整備している。さらに、2018 年度には新体育館を、2022 年度には「トロイヤー記念アーツ・サイエンス館」を建設するとともに、2021 年度には大学本館のトイレの改修に併せて、一部をオールジェンダートイレに変更するなど、学生の学習及び教員の教育研究活動の向上に向けた取り組みを行っている。

施設の安全管理については、全ての施設において耐震補強工事を実施するとともに、消防法、建築基準法、労働安全衛生法、ビル衛生管理法等の法令を遵守して適切に行っている。また、障がいのある学生に対する配慮として、バス停からの点字ブロック、車椅子用のスロープ、付き添いが必要な学生のための専用駐車場、点字による案内板等を設置している。

2017 年度から、学内無線 LAN の増強（2018 年度に全教室、2019 年に全研究室・会議室）とクラウド利用、学生のパソコン必携化（Bring Your Own Device, BYOD）を進め、キャンパス内のどこからでも ICT を利用した授業が可能になる環境を整備している。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う授業のオンライン化を受け、LMS を載せている仮想基盤の増強や、オンライン会議ツールの導入によって、全ての授業が円滑にオンラインで提供できるようにしている。2021 年度にはオンライン配信教材を 5 教室に常設してハイブリッド授業が行えるよう整備している。

情報倫理の確立に向けて、2017 年度に「情報セキュリティインシデント対応マニュアル」を制定、学内公開し、その後も継続的な見直し・更新を行うとともに、年 1 回実施する「大学危機管理委員会」において報告している。また、職員に対する多要素認証設置の義務付け、全職員及び専任教員に対する年 1 回以上のセキュリティ研修（e-learning）、学生に対する情報セキュリティ全般に関するオンラインコースの受講促進等、情報倫理の確立に向けた取り組みを行っている。

また、「オスマー図書館」の2フロアには、個人学習スペースやグループラーニングエリアを設置するとともに、「トロイヤー記念アーツ・サイエンス館」にはフロアの随所にラーニングスペースを設置する等、学生の自主的な学習を促進するための環境を整備している。

以上のことから、教育研究環境に必要な施設設備を整備しており、とりわけ新型コロナウイルス感染症拡大のもとでのオンライン授業への対応等については適切に環境を整備しているといえる。

**③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。**

図書館本館及び「オスマー図書館」の2施設を有し、教育研究活動に十分な蔵書数があり、そのうち半数近くを洋書で構成している。また、図書の新規受入にあたっては、各分野の教員及び図書館員による「選書委員会」によって、専門図書及び一般教育図書を選定している。図書以外には、紙媒体の雑誌や電子ジャーナル、電子ブック、雑誌論文、辞書事典関連のオンライン・データベースを提供している。定期刊行物やオンライン・データベースは、全教員に対するアンケート調査等をもとに毎年見直しを行っている。

図書館の開館時間や閲覧席数は、学生の学習に十分配慮して設定・整備している。図書館の専任職員は、大半が図書館司書の資格を持つ者であり、専門的な知識を有する職員を配置している。また、図書館長は、「幹部会」の一員として、大学の動向を図書館運営やサービスに反映させる任務も担っている。

情報検索の効率化を図る「Discovery サービス」や、英文校閲サービス「Grammarly」等の電子リソースや各種サービスを、図書館ホームページに集約し、学内外から確認することができるようになっている。また、図書館では、新入生の必修科目「リベラルアーツ英語プログラム（ELA）」での図書館員による指導等、授業との連携の推進や、図書館内に移設した「学修・教育センター」による学習支援機能の強化も図っている。これらの取り組みもあり、学生一人あたりの図書の貸出数は高い水準を維持している。

以上のことから、図書館・学術情報サービスを提供するための体制や環境を整備し、学生の高い利用状況も含めて適切に機能しているといえる。

**④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。**

「求める教員像および教員組織の基本方針」において、「学会などの学外での活動」「学内にある研究所／センターを利用した研究活動」「科学研究費補助金などの外部資金による研究」の3項目を研究に対する大学の基本的な考えとして

示している。

研究費に関しては、専任教員に対して個人研究費と研究旅費を支給している。2016年度に制定した「研究助成補助金」制度では、科学研究費補助金に申請・不採択だった教員（専任及び特任助教）に対して、次年度の応募に向けた支援を行っている。「研究戦略委員会」が選考を行い、総予算のなかで配分しており、次年度の採択率も高いことから着実に結果につなげている。

研究室の整備について、専任教員及び客員教員に対しては、原則として個人研究室が与えられ、実験系の教員には実験室も付与している。2022年度に完成した「トロイヤー記念アーツ・サイエンス館」には、5つの研究所（「教育研究所」「社会科学研究所」「キリスト教と文化研究所」「アジア文化研究所」「平和研究所」）が移転し、研究員等のための共同研究室を新設している。

研究時間の確保については、専任教員の授業担当時間数、語学・体育を担当する専任講師の授業担当時間数、学外非常勤など本務校以外の勤務日数等、然るべき数値を設定している。また、「特別研究期間制度」が設けられており、専任教員は、原則7年間に一度、1年間の特別研究期間を取得し、国内外で研究活動に専念できるようになっている。

教育研究活動を支援する体制として、大学院学生を対象としたTAや「Classroom Supporter (CS)」を設けている。また、研究所助手や特任助教も任用している。2016年度より「博士研究員」制度を導入し、高度な研究能力を有する優れた若手研究者の育成に努めている。博士後期課程在籍中又は学位取得後3年以内の者を対象とし、原則として任用期間中又は任用期間終了翌年度に日本学術振興会特別研究員に応募することを義務付けている。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているといえる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

「国際基督教大学における研究活動に係わる不正行為等の防止等に関する規程」を整備し、「不正防止計画推進委員会」を設置するとともに、「国際基督教大学科学研究費使用に係わる取扱要領」を定め、新規採用者と個別に面談するなどの措置を講じており、研究活動の不正防止を図っている。また、監事との連携も強化し、不正防止の取り組みについて意見交換を行っている。

学生に対して、アカデミック・インテグリティ（学問的倫理基準）に関する方針を定め、大学ホームページに掲載するとともに、全シラバスにリンクを掲載し、学生への周知を図っている。また、学部学生には、剽窃等についての動画と理解度テストを提供し、大学院学生には、4月と9月の入学時オリエンテーションにおいて「アカデミックインテグリティ・研究倫理セミナー」を実施している。

さらに、教員や大学院学生等が人を対象とする研究を行う際、審査を受ける「研究倫理委員会」を設置している。

以上のことから、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているといえる。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性の点検・評価については、新施設の建築時及び現存設備のレイアウトや用途変更検討時の、教職員・学生に対するアンケートや聞き取り調査を行っている。

しかしながら、これらの教育研究等環境の適切性についての点検・評価は、内部質保証システムのもとでの定期的な自己点検・評価に基づくものではないため、定期的な点検・評価を実施し、その結果をもとに改善・向上につなげるよう改善が望まれる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

パブリック・グッド（公共善）のため献身する人材を育成することを目指すリベラルアーツ教育を中核とする大学として、社会における市民や組織の成長に資する関係を構築し、社会発展に広く貢献することを目的とし、「国際基督教大学社会連携・社会貢献に関する方針ならびに生涯学習の活動目的」を策定している。

具体的な方針として、「本学が有する知識や知見を広く社会に提供し、平和と公正、そして持続可能な社会の実現へ貢献する」ため、「市民・地域・学校・行政・企業および諸団体との連携の枠組みを構築する。この枠組みのなかで、本学は近隣や遠方のコミュニティとの協力関係の形成を進める」こととし、「社会連携・社会貢献を通じて、本学の有する資源を、市民やさまざまな組織と大学が相互に利する形で還元することを目指す」としている。また、「社会に開かれた大学」「最新の知見を社会へ発信」「誰もが学べる機会を提供」という3つの項目を主とする生涯学習における目的も同時に定めている。

上記の社会連携・社会貢献に関する方針及び目的は、大学ホームページで公開し、学内外に明示している。

以上のことから、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を定め、明示しているといえる。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

社会連携・社会貢献の具体的な取り組みとして、2021年度に三鷹市との包括連携協定を締結し、「三鷹市スクール・コミュニティ推進会議」への参加や、三鷹市との連携協議会の設置に結実するなど交流・協働を促進している。また、三鷹市が主導し、近隣の教育・研究機関と連携しながら、広く市民に教育・学習機会を提供している「三鷹ネットワーク大学」には、2005年度の事業立ち上げ期から支援を行っており、継続的に教員による講座を開催している。さらに、三鷹市の小中学校の児童・生徒のキャンパス訪問を学生・教職員が協力して受け入れたり、教員と学生が企画した地域の小中学生向けの英語のワークショップや英検対策講座のイベントを実施したりするなど、地域連携を行っている。2023年12月には、キャンパスの自然資源の教育への活用として、大学内で小中学生を対象としたデイ・キャンプを教員と学生で企画し、新たな子ども向けプログラムとして実施している。

2022年度には、三重県松阪市と包括連携協定を締結し、同年11月に生涯学習講座と「湯浅八郎記念館」の共催でオンラインによる講演会を開催している。

その他の活動として、「宗教音楽センター」は、オルガンを中心とする宗教音楽の研究を振興するとともに、国際的広がりをもつ音楽活動を企画・実行して宗教音楽の普及に努め、これによって社会に広く貢献することを目的とし、公開演奏会や公開講座等を通じて、教育研究成果を社会に還元している。

大学の献学に関わった日本国際基督教大学財団（JICUF）が他団体と提携し、シリア人学生イニシアチブ（SSI）として、トルコに居住するシリア人の若者に学部教育を受ける機会を提供するための奨学金制度を設立し、2018年度及び2019年度にシリア人学生が入学している。また、ロシアの軍事侵攻を逃れるために日本へ入国し、教育の継続を希望するウクライナの大学生を受け入れるため、日本国際基督教大学財団が他団体と連携し、2022年度に奨学金制度を立ち上げ、学部・研究科においてそれぞれウクライナ人学生の受け入れを行っている。ウクライナ人学生の受け入れに際しては、企業とパートナーシップを結び、支援を受けている。

大学の理念とも親和性のある持続可能な開発目標（SDGs）の達成を、全学的な取り組みとして推進するため、「SDGs推進室」を設置し、環境やSDGsに関連する場所を巡るキャンパスツアーの開催、学内で養蜂を行う学生サークルと共同でのミツロウ作りのワークショップの実施、食堂運営業者と連携してのジビエメニューの開発と提供に取り組む等、ユニークな活動を展開し、活動内容を特設ホームページで公開している。

また、高大接続事業をリベラルアーツ教育の社会への還元として位置付け、

2015年度から本格的に実施している。

以上のように、三鷹市及び松阪市とのさまざまな取り組みや、シリア・ウクライナ難民の受け入れ、SDGsの推進、高大接続事業などを通じて、大学の理念に基づいた社会連携・社会貢献を実施しており、教育研究成果を社会に還元しているといえる。

**③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

社会連携・社会貢献に関しては、基本的に各取り組みにおいて点検・評価を実施しており、取り組み全体を点検する全学的な仕組みは構築していないとしている。

改善・向上に向けた事例として、生涯学習については、新型コロナウイルス感染症拡大をきっかけに受講生数の伸び悩みなど多くの課題が表出したため、抜本的な見直しを行ってきた。改善のために、地域連携に関心があり活動に関与する教職員や卒業生等を交えたインフォーマルな地域連携ミーティングを開催し、学内外の目線を取り入れて大学の地域連携の今後のあり方について検討したほか、三鷹市と締結した包括連携協定を契機に、三鷹市との協議や他大学の状況調査なども行い、学外におけるニーズの把握や分析に努めるとともに、連携業務の実施体制についても検討を進めてきた。さまざまな側面からの検証を経て、地域との連携を重視した生涯学習を実施していく方向性を定め、このことを学内で共有すべく、2022年に社会連携・社会貢献の全学的方針を策定している。

以上のことから、各事業単位において点検・評価を行い、改善のための取り組みを実施していることは認められるが、これらは内部質保証システムのもとの定期的な自己点検・評価に基づくものではないため、定期的な点検・評価を実施し、その結果をもとに改善・向上につなげるよう改善が望まれる。

## 10 大学運営・財務

### (1) 大学運営

#### <概評>

**① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。**

大学の理念・目的の実現に向けた、透明かつ公正な管理運営や意思決定プロセスの継続的な見直し、教職員に対する研修の推進、適切な組織の編制、監査体制、財政基盤などに関する方針を「国際基督教大学管理運営に関する方針」として定め、大学ホームページで学内外に広く周知している。

以上のことから、大学運営に関する大学としての方針を明示しているといえる。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

大学運営に必要な組織は規程に基づき整備している。

学長の選任方法は「国際基督教大学学長選任に関する規程」等に定め、それらに従い選任している。また、職務・権限は、「寄附行為施行細則」及び学則に規定しており、大学を代表し、校務を掌り、校務に関して最終的に責任を負うとしている。

学長のもとに、副学長、教養学部長、大学院部長、学生部長、事務局長、図書館長の役職を設け、選任方法及び職務や権限については大学学則、大学院学則及び「国際基督教大学図書館規程」で定めている。

学部には教授会が置かれ、学則及び「国際基督教大学教授会規程」において「教授会は、下記の教育研究に関する事項について学長が決定を行うにあたり、審議し議決するものとする」と定め、教授会の権限及び役割を定めている。大学院には大学院委員会を置き、大学院学則において「大学院委員会は、下記の教育研究に関する事項について学長が決定を行うにあたり、審議し議決するものとする」として、同委員会の権限及び役割を定めている。

「学校法人国際基督教大学寄附行為」（以下「寄附行為」という。）において、「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定め、法人の最終意思決定機関は理事会であることを規定している。また、学長については、「寄附行為施行細則」に、「大学を代表し、理事会の決議に従い大学の常務を処理する」と定められている。このように教学組織と法人組織、それぞれの権限と責任について明確にしている。

学生からの意見については、入学時、3年次及び卒業時に調査を実施し、意見や要望等を関係部署にフィードバックしている。教員からは、教授会や大学院委員会を通じて、職員からは職員会議や部長会を通じて、意見を聴く機会を設けている。

以上のことから、大学運営の方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示し、それに基づいた適切な大学運営を行っているといえる。

- ③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成においては、あらかじめ当該年度の大学全体の予算編成方針を策定し、予算申請に先立って開催する予算説明会において、予算編成方針及び中期事業計画を直接教職員に説明することで予算編成方針を共有している。予算申請時には、

詳細な「積算内訳」を作成して予算申請書とともに提出することを義務付け、予算の妥当性を客観的に判断する資料として活用している。予算提出後には、各部署の部長が学長、財務理事、総務理事、事務局長に対し自部署予算の詳細を説明する「予算レビュー」を実施し、予算の適正性を判断する機会としている。このように作成した予算案は、「大学運営会議」に諮ったうえで、定期評議員会・理事会で最終承認を得ることとなっている。

予算執行は、予算執行マニュアル等に従い、部署ごとに出金伝票を作成し、財務グループに提出し、財務グループで、その妥当性等を確認した後、予算を執行している。特に一定額以上の予算を執行する際には、「大規模な発注案件に係る承認プロセス」に基づき、適切に行われているかどうかを確認している。

予算執行時における透明性の確保として、監査法人による監査（期中2回、期末1回）を実施している。

決算時には、実績検証を行い、検証結果については定期評議員会・理事会で説明している。

以上のことから予算編成及び予算執行を適切に行っているといえる。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

事務組織や職制を「学校法人国際基督教大学事務組織、事務分掌及び職務権限基準規程」において定め、それぞれの部署において必要な職員を配置している。事務組織については常に見直しを行っており、部署の統合・再編制を行い、機動性の高い組織の構築を行っている。

教職協働については、「学務部」「学生サービス部」「学修・教育センター」「研究戦略支援センター」等の各センターにその事務を担う事務部局を配置し、教員が務める部長・センター長や各委員と職員が連携して運営に携わっている。各部局の活動報告や重要事項を協議する部長会に学長が同席し、学長と各部局の部長との意見交換を定期的に行っている。また、中期計画の策定等も教職協働で行っている。

事務組織を適切に機能させるため、「一般職員人事委員会」を設け、一般職員の異動や人事計画などを審議し、職員人事を大学運営全般の重要事項としている。職員を採用する際には、理念として掲げる3つの使命に対して、いかに貢献できるかを確認することに加えて、グローバル化に対応できる人材を求めている。この結果、国際化に対応しうる職員が多く在籍しており、国際交流担当部門以外にも配置することにより、国際化への対応が全学的に可能な体制となっている。

職員の処遇に関しては、「専任一般職員人事考課に関する取扱内規」に基づく職員人事考課制度を導入している。この人事考課制度は、毎年の賞与の一部とし

て、職員の処遇へ反映させるとともに、職員を育成する仕組みとして実施している。

以上のことから、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設け、適切に機能しているといえる。

⑤ **大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。**

職員の意欲や資質の向上に関する取り組みについては、職員に対する研修方針として、「学校法人国際基督教大学一般職員研修規程」に加えて、「スタッフ・ディベロップメントに関する方針」を制定し、さまざまな研修プログラムを導入している。くわえて、毎月開催している職員ミーティングでも研修を行うなど、日常的にSD活動に取り組んでいる。また、これらの大学として実施する研修制度に加えて、職員自身が業務上必要と考える知識や学位を含む資格の修得を目指す「自己啓発支援制度」を導入している。教員については、大学運営に関する資質向上を図るために、大学運営に関するセミナーを実施している。

職員のワークライフバランスの向上を目指し、育児休業制度や介護休業制度に加えて、在宅勤務制度・時差出勤制度を導入し、職員が働きやすい環境を構築している。また、性差に基づく登用は行っておらず、女性の管理職割合は約3分の2となっている。

以上のことから、事務職員及び教員の意欲及び資質向上を図るための支援制度を整備し、組織的なSD活動を行っているといえる。また、職員の意欲向上を図るためワークライフバランスに配慮した環境を構築しているといえる。

⑥ **大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

大学運営の適切性についての点検・評価は、事務局長と総務部等を中心に、各部署が提出する事業計画・事業報告をもとに定期的実施している。改善が必要な際は、事務局長が提案書を作成し、「大学運営会議」及び「幹部会」で審議している。

また、事務組織の適切性については事務局長と人事部長とで適宜検討しており、大学全体の職員数等を勘案し、必要に応じて見直している。

監査については、監事、監査法人及び「監査室」による監査を実施している。監事は、「寄附行為」及び「学校法人国際基督教大学監事監査規程」に基づき、法人の業務監査（教学監査を含む）及び財務監査を行い、監査結果については監査報告書を作成し、理事会と評議員会で報告し、大学ホームページを通じて、学内外に公開している。監査法人による監査は、年間監査スケジュールに基づき、

期中及び期末監査を実施し、その結果について報告会を開いている。「監査室」による監査は、「学校法人国際基督教大学内部監査規程」に基づき、大学運営の体制整備と運用状況を監査し、監査結果を内部監査報告書としてとりまとめ、「大学運営会議」で説明した後、理事会で報告している。また、監査結果に改善事項がある場合は、事務局長等に改善案等を提言し、改善状況についても継続的に確認している。

以上のことから、監査については、適正なプロセス及び内容で実施しているといえる。ただし、大学運営の適切性についての点検・評価は毎年度作成する事業計画及び事業報告によって実施しているが、これらは内部質保証システムのもとでの定期的な自己点検・評価に基づくものではないため、定期的な点検・評価を実施し、その結果をもとに改善・向上につなげるよう改善が望まれる。

## (2) 財務

### <概評>

- ① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

2014年度に「2020年度までの中期計画」を策定し、「リベラルアーツにふさわしい教育・研究を維持していくため」に大学教育研究予算の収支均衡を目指すこととした。その後、2018年度決算においてこれが実現したことから、2019年度より大学教育研究予算と理事会予算を統合した包括的な予算管理に移行した。また、2021年度以降の新館建設や大規模改修に関する施設整備計画に対応するため、長期借入と年次計画的な学費改定によって資金収支を均衡させることを軸に、支出の抑制と収入の増加に取り組むこととした。さらに、この目標達成の可能性を高めるため、教育活動収支の支出超過を基金運用益で補填する財政構造を踏まえ、特に運用基金の維持という観点から中期的な財政収支シミュレーションを行っている。

2020年度には、こうした基本方針に基づく「2021～2025年度中期計画」を策定し、資金収支の均衡を堅持することを中核的な目標に掲げ、計画の進捗状況を毎年確認しながら基金運用や施設整備費等の変動要因に配慮しつつ、適宜計画に修正を加えることとしている。

以上のことから、中・長期の財政計画を適切に策定しているといえる。

- ② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、「その他学部を設置する私立大学」の平均と比べ、事業活動収支計算書関係比率では、法人全体、大学部門ともに人件費比率は低い

水準にあり、事業活動収支差額比率は高い水準にある。

一方、貸借対照表関係比率は同平均と比べて純資産構成比率が低く、総負債比率が高い水準にある。これは中期計画の方針に従い、計画的な借入を行ったことによるものであり、これに伴い「要積立額に対する金融資産の充足率」は低下傾向にあるが、基金運用益を繰り入れることによって特定資産の残高は増加し一定水準を維持している。これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているといえる。

外部資金については、科学研究費補助金の獲得に向けた全学的な支援として学内ポータルサイトを通じた情報提供や研究戦略支援センター職員による応募支援に加え、採択した研究代表者等に対するインセンティブの支給や不採択者に対する再応募支援に取り組んでおり、獲得金額は増加している。募金活動は広報戦略室で取り組み、寄付者及び寄付者となりうる層への積極的な情報提供と寄付成果のフィードバックを継続するとともに社会情勢を踏まえた施策（ウクライナ学生支援のためのクラウドファンディング）を実施し、その成果として寄付金収入は増加している。

以上

国際基督教大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	武田清子著『未来を切り拓く大学』 p. 32
	改善報告書
	2022 卒業生調査結果報告（統合版）
	寄附行為
	大学ウェブサイト_3つの使命
	世界人権宣言
	学則
	大学院学則
	入学案内（学部）
	大学院案内
	大学ウェブサイト_ICU アーカイブズ
	JICUF ウェブサイト
	JICUF ウェブサイト_日本・ウクライナ教育パスウェイズ
	大学ウェブサイト_NEWS_ウクライナ学生支援イベント
	2021～2025 年度中期計画
	引当資産の運用実績と今後の方針
2 内部質保証	大学ウェブサイト_内部質保証の方針と手続きについて
	2022. 06. 24 理事会議事録_学内文書など方針の共有実態
	幹部会規程
	教学監査ガイドライン
	内部質保証の体制図、プロセス図
	自己点検・評価規程
	幹部会名簿
	教授会評議会規程
	教授会評議会評議員選出細則
	IR オフィスに関する取扱い
	カリキュラム委員会規程
	寄附行為施行細則
	幹部会資料_3 ポリシー公開方針
	幹部会資料_大学評価申請準備委員会の委嘱
	大学評価申請準備委員会_要点書き起こし
	国際基督教大学外部評価報告書（上智大学 杉村美紀先生）
	国際基督教大学外部評価報告書（東京家政学院理事長 吉武博通先生）
	第5回自己点検・認証評価委員会_記録（意見交換の記録を含む）
	卒業生調査の分析（理事長特別補佐兼基金担当理事）
	卒業生調査結果報告についての分析改最終版
	幹部会資料_IR オフィスサイトの取扱い
	幹部会資料_IR オフィス活動強化について
	学修・教育センターウェブサイト_調査
	AY2021-2022 幹部会議案一覧
	大学ウェブサイト_2022 年度事業報告書
	大学ウェブサイト_2023 年度事業計画
	学部長等候補者推薦規程
	次期教養学部長の課題
2021 年度第2回教職課程委員会議事録	
幹部会資料_認証評価_努力課題への対応	

	准教授（新職階制度）から教授への昇任プロセスについて
	公示_2020年度春学期の授業および科目登録について - ICU Portal
	朝日新聞 EduA ウェブサイト_ICU が全授業オンライン化にいち早く踏み切った舞台裏
	週刊ダイヤモンド_コロナで激変 大学
	大学ウェブサイト_情報公開
	大学ウェブサイト_学報「The ICU」
	会議体再編検討委員会 Final report
	幹部会資料_IDMM 導入、CC 共同議長制
	カリキュラム委員会規程の改正
	自己点検・評価委員会規程の改正
3 教育研究組織	教授, 准教授及び助教の任用に関する規程細則
	大学ウェブサイト_研究所・センター
	グローバル教育センター規程
	大学ウェブサイト_組織
	教職課程委員会規程
	大学ウェブサイト_サービス・ラーニング
	大学ウェブサイト_特色ある学修プログラム
	ウェブサイト_ICUxSDGs
	Interdisciplinary (ID) メジャー会議規程
	アジア研究メジャーとアメリカ研究メジャーの統合案について
	政治学(Political Science)新メジャーに関する提案
	大学ウェブサイト_THE 日本大学ランキング 2023
4 教育課程・学習成果	1 科目あたりの平均履修登録学生数
	開講言語別開講科目数
	大学ウェブサイト_国際教育交流プログラム
	大学ウェブサイト_国・地域別専任教員数
	大学院要覧
	大学院_教員学生比
	大学院学生数（専攻、国籍別）
	大学ウェブサイト_学部 教育方針
	大学ウェブサイト_大学院 教育方針
	大学院募集要項
	大学ポータルサイト_国際基督教大学
	卒業論文ガイドライン
	デパートメント規程
	一般教育委員会規程
	語学教育委員会規程
	大学院専攻委員会規程
	大学院後期課程委員会規程
	大学院委員会規程
	Major Information Site
	カリキュラムツリー
	科目記号_ナンバリング
	大学ウェブサイト_3 学期制
	大学ウェブサイト_一般教育科目
	大学ウェブサイト_数理・データサイエンス・AI 教育プログラム
	シラバス (GEN026_028_055_GES039)
	シラバス (GEL002 特別講義)
	大学ウェブサイト_リベラルアーツ英語プログラム
	大学ウェブサイト_日本語教育プログラム
	大学ウェブサイト_保健体育
	SGU フォローアップ調査
	大学ウェブサイト_入学から卒業までの流れ
	大学ウェブサイト_世界の言語
	大学ウェブサイト_5 年プログラム
	5 年プログラム生推移

	リベラルアーツセミナー
	リベラルアーツセミナー提供リクエストフォーム
	一般教育科目ハンドブック
	コロナ情報集約サイト_学生向け
	コロナ情報集約サイト_教員向け
	各学期の授業形態別科目数一覧
	学修・教育センターウェブサイト_オンラインツール&Tips
	ehandbook - 科目登録
	大学ウェブサイト_科目一覧・シラバス
	シラバス入力ガイドライン
	学修教育センター規程
	学修・教育センターウェブサイト_CTLについて
	過去のFD イベント一覧
	学修・教育センターウェブサイト FD ニュースレターアーカイブ
	icuMAP の個人ページ PDF
	学内サイト大学院
	修士論文提出要領_日程表
	大学院登録者数別コース数
	博士論文提出要領 Procedures for Submitting Doctoral Dissertation
	修士論文提出要領 Procedures for Submitting Master's Thesis
	ehandbook - 単位・試験・成績評価
	ehandbook_卒業の要件
	大学ウェブサイト_博士前期課程 (MA)
	大学ウェブサイト_博士後期課程 (Ph. D.)
	大学ウェブサイト_大学院概要
	ehandbook - ICU 以外の大学における履修単位の編入
	交換留学取得単位編入手続き
	大学ウェブサイト_他大学との連携
	ehandbook_留学・休学・復学・退学・再入学・身分変更・身分延長・除籍
	大学院単位互換一覧表 2022
	教授会規程
	学位規程
	大学院修了生調査 (2023 年 3 月)
	博士後期課程研究指導要綱
	授業効果調査 (TES) のオンライン化と設問の改訂
	オンライン授業に関する学生アンケートまとめ
	2021-2022_A Survey of our attitudes toward online learning
	大学院委員会資料_論文提出手続
	専任教育職員の勤務に関する要請
	Grade Policy について (教授会資料)
	卒論アドヴァイジー (卒論指導学生) 配分問題検討委員会_最終報告
	シラバス改修について
5 学生の受け入れ	大学ウェブサイト_ICU の入試について
	大学ウェブサイト_大学院_入学選考
	教授会常任委員会細則
	教養学部入学試験委員会規程
	入学試験に係る学内組織体制 (教養学部)
	大学ウェブサイト_奨学金
	大学ウェブサイト_2024 年度からの奨学金拡充
	大学ウェブサイト_WHY ICU
	国際基督教大学公式 Instagram アカウント
	大学ウェブサイト_出張オープンキャンパス
	大学ウェブサイト_進学相談会
	大学ウェブサイト_エッセイコンテスト
	大学院入学選考委員会規程
	GS 面接選考_教員向けマニュアル
	GS 面接選考_受験生への案内

	大学ウェブサイト_受験時の合理的配慮
	大学ウェブサイト_学生数
	大学院改革委員会議事録 20081014 ならびに大学院改革案(GS 定員の縮小)
	大学ウェブサイト_ユニバーサル・アドミッションズ EJU (日本留学試験) 利用選抜 (4月 / 9月入学)
	入学試験研究主任
	大学ウェブサイト_2025年度以降の教養学部入学者選抜の変更
	入学試験に係る学内組織体制 (大学院)
	GS2023年度5年プログラム入学選考要項
	GS過去5年間の出願者数等統計データ
6 教員・教員組織	専任教育職員の任免に関する規程
	常務理事会資料、教員人事方針 (専任教員 155名)
	大学ウェブサイト_求める教員像および教員組織の編制方針
	研究戦略運営規程
	教育義務の軽減について
	ティーチングアシスタント規程
	Teaching Assistant 制度運用に関するガイドライン (教員用)
	Teaching Assistant 制度運用に関するガイドライン (TA用)
	CS任用ガイドライン(教員用).docx
	指導補助者 (TA および CS) の任用実績 (2019~2023)
	助教のためのテニユア・トラック・ハンドブック
	准教授 (新職階制度) から教授への昇任プロセスについて
	ICU Units Table について
	大学ウェブサイト_ビジョン・宣誓と方針
	新任教員のメンターの任命について (教授会資料)
	学修・教育センターウェブサイト_FD プログラム (NFDP) 活動報告
	FD ニュースレター (March 2023)
	学修・教育センターウェブサイト_活動報告
	ファカルティリトリート_プログラム
	Covid 19 CTL 対応まとめ
	TA Portal
	学修・教育センターウェブサイト_ティーチングアシスタント (TA)
	Academic Reform (教授会資料)
	Routine Agenda for FM AY2023
	実務経験を重視した教員採用のための新職階制度検討小委員会報告書
	講師(実務)の任用に関する規程
7 学生支援	大学ウェブサイト_学生の支援に関する方針
	大学ウェブサイト_障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
	大学ウェブサイト_学修支援
	学修・教育センターウェブサイト_ライティングサポートデスク (WSD)
	学修・教育センターウェブサイト_英語ライティングに役立つコンテンツ
	FD Newsletter 2023年6月号- Academic Skills
	学修・教育センターウェブサイト_数量的スキルサポート(Qサポ)
	障がいのある学生への学修支援について
	AY2023 合理的配慮ガイドライン
	大学ウェブサイト_カウンセリング・人権相談・健康管理・障がい学生支援
	国際基督教大学創立史
	学生支援機構奨学金_2022 実績
	COVID-19 対応奨学金
	学内ウェブサイト_奨学金ページ
	大学ウェブサイト_学生寮
	大学ウェブサイト_新学生寮
	大学ウェブサイト_施設概要、寮費
	大学ウェブサイト_新体育施設 竣工
	大学ウェブサイト_進路支援
	2022年度卒業時調査-学生支援に関する満足度抜粋資料

8 教育研究等環境	大学ウェブサイト_ICUの施設整備の現状と展望
	大学ウェブサイト_キャンパス・施設紹介
	大学ウェブサイト_証明書の発行について
	デジタル学修歴証明書現状と課題 (デジタル学修歴シンポジウムにおける基調報告資料)
	情報セキュリティインシデント対応マニュアル
	セキュリティソフト導入ガイド
	大学ウェブサイト_図書館
	ICU 図書館ウェブサイト
	図書館年次報告 2021 年度
	Library Data2022 (学生一人あたりの図書貸出数)
	2023 年版図書館ランキング
	多摩アカデミックコンソーシアム_図書館相互利用
	研究助成補助金規程
	研究助成補助金募集・審査要領
	学務副学長裁量費について (学内ポータル掲載情報)
	科研費交付一覧_理事会資料
	特別研究期間に関する規程
	研究所助手任用規程
	博士研究員規程
	博士研究員募集要項 2023
	ヘルプデスク (学内サイト)
	研究活動に係わる不正行為等の防止等に関する規程
	科学研究費使用に係わる取扱要領
	研究活動行動規範
	icuTV スクリーンショット
	研究費・研究行為等の不正防止に係る取組に関する意見交換
	研究倫理委員会規程
	研究倫理委員会規程改正_幹部会
	大学院生向け研究倫理説明
	研究倫理審査申請について
	動物実験規程
	図書館内の飲食スペースに関するスライド
	研究所施設ヒアリング_議事録
研究所移転説明会議事録	
科学研究費の事務取扱いに関する内規	
9 社会連携・社会貢献	大学ウェブサイト_社会連携・社会貢献に関する方針ならびに生涯学習の活動目的
	学外連携協定一覧
	生涯学習 21 年度ノーベル講座_ポスター
	国際基督教大学と三鷹市との包括的な連携協力に関する協定書
	三鷹ネットワーク大学ウェブサイト_講座詳細
	講演会「一畳敷と松浦武四郎」周知ページ
	2022 年 11 月教授会資料 生涯学習プログラム実績報告
	湯浅八郎記念館運営規程
	湯浅八郎記念館_過去の公開講座
	国際基督教大学宗教音楽センター規程
	大学ウェブサイト_サービス・ラーニング
	サービス・ラーニング・センター規程
	サービス・ラーニングに関する協定書 (天龍村、長崎、国際教養大学)
	JICUF ウェブサイト_シリア人学生イニシアチブ
	難民支援協会 (JAR) ウェブページ_民間主導による難民受け入れに ICU が参加
	JICUF ウェブサイト_ウクライナ
	(株)資生堂ウェブページ_ウクライナ避難学生への支援について
	2021 年 2 月教授会資料 SDGs 推進室の設置について
	大学ウェブサイト_高大接続の取組み
	高大接続に関する協定校リスト
中高教員向けイベント「リベラルアーツを紐解く」	
大学ウェブサイト_NEWS_愛知県教育委員会と包括連携協定を締結	

	2023年4月大学運営会議資料_2022年度生涯学習プログラム実績報告及び2023年度の計画について
	生涯学習まとめ_220511 学内理事者会議
	第1回「ICU x Community を考える会」記録
	国際基督教大学・三鷹市連携協議会規約
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	大学ウェブサイト_管理運営に関する方針
	規程集 (目次及び全文)
	組織構成図 2023.5
	学長選任に関する規程
	学長選任に関する規程施行細則
	学長選任に関する規程施行細則内規
	図書館規程
	図書館長任用規程
	2023年度理事会_役職・氏名・所属一覧
	学修・教育センターウェブサイト_授業効果調査 (TES)
	大学危機管理規程
	危機管理委員会の議事一覧 AY2020-2022
	拡大大学危機管理委員会議事録(2020年3月9日)
	公益通報に関する規程
	情報セキュリティ対策実施報告 (大学危機管理委員会資料)
	2023年度大学予算について
	予算積算内訳
	大規模発注案件 承認プロセス
	2022年度監査結果報告書(抜粋)
	2022年度決算(抜粋)
	事務組織, 事務分掌及び職務権限基準規程
	大学ウェブサイト_事務組織図
	一般職員人事委員会規程
	専任一般職員人事考課に関する取扱内規
	ICU 創成の歴史を訪ねて_総務理事講演資料
	財務理事講演資料
	一般職員研修規程
	SD計画及び実施実績 (2022年度)
	大学ウェブサイト_女性の活躍に関する情報公表
	事務オフィスの再編の提案 (2021.9.15)
	監事による監査報告書
	監事監査規程
	監査法人による監査報告書
10 大学運営・財務 (2) 財務	2020年度までの中期計画
	2018年度決算資料_大学教育研究予算推移
	2019年度大学予算編成方針
	2019年度予算の基本的な考え方
	大学部門中期財政計画
	運用商品類型別時価残高構成比推移
	5ヵ年連続財務計算書類_2023(様式 07_01)
	財務計算書類
	財産目録 (2022年度)
	readyfor (クラウドファンディングのプラットフォームサイト) _ウクライナ避難学生の学位取得を支援
	大学ウェブサイト_Pay Forward 基金設立による奨学金の拡充について
	特徴あるICUの財政について
	2022年度ICU基金の決算概要
	大学ウェブサイト_「自然共生サイト」の認定取得
その他	J_2024メジャー選択要件
	ehandbook - 2卒業研究開始資格の要件



国際基督教大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
2 内部質保証	2024 年度以降の自己点検・評価委員会の運営方針について
	クオンティタティブ・サポートデスク企画提案
	数量的スキルサポート パイロット・プラン 2023 年 秋学期 活動報告
	休学・復学について
	ICU IR Office サイト(pdf)
	IR 委員会について 190424
	IR 委員会規程
	IR-Office-20230915 研修資料
	同窓会組織改革（校友会設立構想）
	奨学金拡充案
	幹部会 202303_奨学金拡充提案
	アセスメントポリシー
	2023 年 12 月教授会議事録 CTL 長調査報告
	2023 年度自己点検における、外部評価結果への対応について
3 教育研究組織	年次報告書および作成依頼文
	カリキュラム委員会議事録_2024 年 3-4 月
	フォローアップコントロール表
	研究所長会議事録
	研究所長会議規程
4 教育課程・学習成果	設置前後における学位等及び専任教員の所属の状況
	20110524 大学院委員会_社会文化分析
	20110621 大学院委員会_メディアと言語
	20170314 大学院委員会_3 ポリシー
	20240213 専攻委員会（公共政策・社会研究専攻）
	20240222 幹部会議案シート・結果報告
	大学ウェブサイト_世界の言語_SGU
	大学ウェブサイト_免許・資格
	入学案内電子版
	カリキュラムツリー_31 メジャー分
	DP との関連を示すシラバス
	春学期科目登録について 一 履修登録の手続き方法について
	Advisor's Guide to Course Registration
	Over Unit 関連データ
	Grading 成績評価
	教員が遵守すべき成績評価基準
	入学時調査【閲覧】
	1 年次調査【閲覧】
	学生学修意識調査【閲覧】
	卒業時調査【閲覧】
	CTL Directors & Staff Meeting Agenda_AY2023
	202312FM agenda
	TES 実施依頼_教員宛
	TES 入力項目 CLA_ICU Teaching Effectiveness Survey
	カリキュラム委員会議案資料
	Exit Survey_J
	Senate20241017 大学院修了調査質問追加
	20240227 大学院委員会_GS Course Survey
	アカブラエッセイの質問一覧
	ehandbook - アカデミックプランニングとは
	Academic Planning Handbook - アカデミックプランニングとは
	卒業要件チェックリスト_例①
	卒業要件チェックリスト_例②メジャーシミュレーション

	オーサム・ニュースレター！①
	オーサム・ニュースレター！②
	2406 カリキュラム委員会 TES
	2406 カリキュラム委員会議事録
	202402 教授会議事録_ループリック
	2402 ループリック説明資料
	icuMAP - Rubric
	CTL 運営委員会アジェンダ 20240229
	20241008 専攻委員会（公共政策・社会研究専攻）
	20241010 幹部会_3 ポリシー
5 学生の受け入れ	入試問題作成マニュアル抜粋 ATLAS
6 教員・教員組織	Units Table よくある質問集
	研究推進コロシアムシリーズ
	FM 24.05 Agenda
	Senate20241017_本学における大学院 FD の推進
	NFDP_Your Teaching
	[BBL&L]現場実習による専門学習
	WSD_ワークショップ開催記録
	メジャー将来像と新規教員の必要性
	新任教員ポジション要請
7 学生支援	Major Information Site - -- Major Posters
	数量的スキルサポート秋学期活動報告（抜粋）
	大学ウェブサイト_カウンセリングセンター
	学生の健康を考える会（JASSO ウェブサイトより、学生部長プレゼン資料）
	WSD 利用状況集計
	QSS 利用状況集計
	学業の継続に困難を抱える学生に対する支援について
	ehandbook - 成績不良
	2out 報告書
	学修アクセシビリティ支援室
	大学ウェブサイト_世界人権宣言と学生宣誓
	SOGI/性的同意に関する講義
	2023 人権セミナーポスター
	人権に関するアンケートについて（ご協力お願い）
	学生向け募集チラシ
	CAREER GUIDE 2025-2026 FOR WEB
	IB_Committee_Meeting_20240306 抜粋
	JDS 生受入学生数
	24GS 新入生トーチ_概要・採用実績
	事務組織図
	寮管理運営委員会規程
	2023.3.2 幹部会議事録
	寮管理運営委員会議事録_241004
8 教育研究等環境	科学研究における健全性の向上について
	樫・楓寮インターネット通信状態に関する調査
	樫・楓寮インターネット通信状態改善_ICU 稟議書
9 社会連携・社会貢献	FM240227_2023 年度生涯学習プログラム実績報告
	湯浅八郎記念館_2023 年度事業報告（中間）
	湯浅八郎記念館_2024 年度事業計画（案）
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	事務組織図
	教育研究組織図
	デパートメント長-プログラム主任

	大学院専攻主任・研究所長
	職員会議
	部長会スケジュール_部長会報告
	業務改善プロジェクト_活動報告
	決算状況説明
	2024 大学予算について
	2024 年組織図（人数有）2410 更新
	海外研修募集案内
	SD 研修一覧（更新）
	職員ミーティング議題一覧（AY2023, 2024）
	大学ウェブサイト_グローバルな学内体制
	中期計画の進捗状況_事業計画 2024
	中期計画の進捗状況_事業報告 2023
	専任職員採用に関する基本方針
	職員の区分に応じた業務内容及び採用等手続きについて
その他	20231024 学長スライド_認証評価実地調査
	社会連携追加資料